

地域経済に関する有識者懇談会の開催について

平成 25 年 7 月 11 日
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）決定

1 趣旨

地域経済の実情を把握するとともに、地域経済の活性化に向けた課題及び必要な対応等についての検討に資するため、「地域経済に関する有識者懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。なお、懇談会における議論の内容は、必要に応じて経済財政諮問会議に報告するものとする。

2 構成

- (1) 懇談会は、有識者により構成し、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が開催する。
- (2) 懇談会の座長は、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）が指名する。
- (3) 懇談会は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。

3 庶務

懇談会の庶務は、政策統括官（経済社会システム担当）及び政策統括官（経済財政分析担当）の協力を得て、政策統括官（経済財政運営担当）において処理する。

4 その他

前各項に定めるもののほか、懇談会の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が定める。